

令和4年11月1日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社名古屋銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
東郷支店	愛知県愛知郡東郷町白鳥四丁目2番地の2	愛知県愛知郡東郷町大字春木字東岡ノ上1433番地	2022年7月4日
東京支店	東京都中央区日本橋二丁目13番10号 日本橋サンライズビルディング7階	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー7階	2022年9月26日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため